

伊達市保育園・認定こども園・小規模保育・幼稚園 保育料（月額）

伊達市では国が示す基準額を市独自に軽減し、保育料を設定しています。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（年齢は4/1時点）				
階層区分 () 区分は1号認定の階層区分	定 義	3号認定（0～2歳）		2号認定（3～5歳）		1号認定
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	教育 標準時間
第1階層（第1階層）	生活保護世帯、里親委託世帯等					
第2階層（第2階層）	市町村民税 非課税世帯					
第3階層 a（第2階層）	市町村民税所得割 非課税世帯					
第3階層 b（第3階層）	ひとり親世帯等	4,500	4,400			
		10,000	9,800			
第3階層 b（第3階層）	ひとり親世帯等	48,600円未満	4,500	4,400		
		13,000	12,700			
第4階層 a1（第3階層）	ひとり親世帯等	48,600円以上	4,500	4,400		
		57,700円未満	16,000	15,700		
第4階層 a2（第3階層）	ひとり親世帯等	57,700円以上	4,500	4,400		
		58,200円未満	16,000	15,700		
第4階層 b（第3階層）	ひとり親世帯等	58,200円以上	4,500	4,400		
		67,800円未満	19,000	18,600		
第4階層 c（第3階層）	ひとり親世帯等	67,800円以上	4,500	4,400		
		77,101円未満	22,000	21,600		
第4階層 d（第4階層）		77,101円以上 87,000円未満	25,000	24,500		
第4階層 e（第4階層）		87,000円以上 97,000円未満	28,000	27,500		
第5階層（第4階層）		97,000円以上 169,000円未満	32,000	31,400		
第6階層（第4階層）		169,000円以上 211,201円未満	35,000	34,400		
第6階層（第5階層）		211,201円以上 301,000円未満	35,000	34,400		
第7階層（第5階層）		301,000円以上 397,000円未満	40,000	39,300		
第8階層（第5階層）		397,000円以上	52,000	51,100		

保育料無償化

I 多子世帯軽減について（預かり保育料、延長保育料、給食費等は含みません）

○第3階層aから第8階層の区分に属する場合は、特定被監護者等のうち、最年長者を第1子としたときの年長順に数えて第2子の保育料は、上記保育料月額額の2分の1に相当する額とし、第3子以降は、無料となります。ただし、第3階層aから第4階層cまでのひとり親世帯等に該当する場合は、第2子以降の保育料は、無料となります。

II ひとり親世帯等（下記に該当する世帯）への軽減

○ひとり親世帯。

○次の方がいる世帯（身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者）

○第4階層c以下の世帯は、第2子以降は無料です。

○第4階層c以下の第1子について、第3階層aと同額に軽減。

III 平成30年度から政令市の市町村民税の税率が8%となりましたが、保育料算定は旧税率（6%）で計算しています。

◇令和6年度より多子世帯軽減の範囲が拡大しました

生計を一にするお子さんが2名以上いる場合、最年長のお子さんから順に数えて**第2子の保育料は半額、第3子以降は無料**となります。

※第4階層c以下のひとり親世帯等に該当する場合は、これまで通り、第2子以降の保育料は無料です。